

2026年度 衛生推進者養成講習／資格取得

労働安全衛生法第12条の2で定める、50人未満事業場で選任する法的義務

資格取得と選任義務

常時使用する労働者が50名未満の事業者は、資格を有する衛生推進者選任することが義務付けられています。

(無資格者の選任は法律違反となります)

労働安全衛生法第12条の2

(安全衛生推進者等)

事業者は、第十一条第一項の事業場（常時50人以上の事業場）以外の事業場で、内閣府令・厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の業種以外の業種にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に、第十条第一項各号の業務（安全に係るものを除く。）を担当させなければならない。

衛生推進者の役割

- 🛡️ 労働災害防止：職場のリスクを特定し、改善策を講じる
- 💚 健康管理：従業員の心身の健康対策を推進。メンタル等
- 🔄 コンプライアンス：労働安全衛生法の順守、管理体制の整備

講習内容&スケジュール

- ① 作業環境管理及び作業管理 9:30-11:40
リスクアセスメントの具体的手法と措置等
- ② 健康の保持増進対策 12:40-13:40
従業員の健康状態を維持し、さらにはよい状態にさせるための対策
- ③ 労働衛生教育の重要性 13:50-14:50
従業員が自律的に安全衛生を意識できる教育体制の構築等
- ④ 労働衛生関係法令 15:00-16:00
衛生推進者の活動について、労働安全衛生法を中心に解説

開催日時&場所等

- 開催日時 **2026年4月17日（金） 9:30-16:20**
- 場所 産業貿易センター 横浜市中区山下町2 7階会議室
📍 みなとみらい線「日本大通り駅」 徒歩3分
📍 JR「館内駅」 徒歩15分



- 定員 30名
- 料金 19,100円（テキスト代含む）

お申込 & お問い合わせ

主催：一般社団法人 日本衛生管理者学会

共催：一般社団法人 神奈川県経営者協会

お申込：QRコードからGoogle Formにて

お申込みをお願いします。

お問合せ：eiseikanrisyakai@gmail.com（メール）

その他：日本衛生管理者学会HP

<https://www.eiseinetwork.com/>

受講修了者には、衛生推進者としてのご質問やご相談をお受けいたしますので、ご連絡下さい。

